

第 72 号議案

他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させること
に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり
大分市及び別府市の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させる。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

大分市

名称	所在地
大分市府内こどもルーム	大分市荷揚町 3 番 45 号
大分市中央こどもルーム	大分市金池南一丁目 5 番 1 号
大分市大分南部こどもルーム	大分市大字曲 1113 番地
大分市明治明野こどもルーム	大分市明野北四丁目 7 番 8 号
大分市原新町こどもルーム	大分市原新町 1 番 31 号
大分市鶴崎こどもルーム	大分市東鶴崎一丁目 2 番 3 号
大分市大南こどもルーム	大分市大字中戸次 5115 番地の 1
大分市植田こどもルーム	大分市大字玉沢 743 番地の 2
大分市大在こどもルーム	大分市政所一丁目 4 番 3 号
大分市坂ノ市こどもルーム	大分市坂ノ市南三丁目 5 番 33 号
大分市佐賀関こどもルーム	大分市大字佐賀関 1407 番地の 27
大分市南部スポーツ交流ひろば	大分市大字下判田 2551 番地

別府市

名称	所在地
南部子育て支援センター	別府市南町 7 番 22 号
北部子育て支援センター	別府市大字内竈字片上 1256 番 8

西部子育て支援センター	別府市大字鶴見字鶴見原 4548 番 1842
別府市立図書館等複合施設	別府市大字別府字野口原 3013 番 1

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、当該相互利用施設を設置する市が負担する。

提案理由

大分都市広域圏を形成している大分市及び別府市の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供させたく、この案を提出するものである。